

北九州市議会会議規則(昭和43年議会規則第1号)の全部改正

目次

第1章 会議

- 第1節 総則(第1条—第13条)
- 第2節 議案及び動議(第14条—第19条)
- 第3節 議事日程(第20条—第24条)
- 第4節 選挙(第25条—第33条)
- 第5節 議事(第34条—第47条)
- 第6節 秘密会(第48条・第49条)
- 第7節 発言(第50条—第65条)
- 第8節 表決(第66条—第76条)
- 第9節 公聴会及び参考人(第76条の2—第76条の8)
- 第10節 会議録(第77条—第81条)

第2章 委員会

- 第1節 総則(第82条—第85条の2)
- 第2節 審査(第86条—第102条)
- 第3節 秘密会(第103条・第104条)
- 第4節 発言(第105条—第114条)
- 第5節 削除
- 第6節 表決(第118条—第128条)
- 第3章 請願(第129条—第134条)
- 第4章 辞職及び資格の決定(第135条—第140条)
- 第5章 規律(第141条—第149条)
- 第6章 懲罰(第150条—第156条)
- 第7章 議員の派遣(第157条)
- 第8章 補則(第158条)

付則

第1章 会議

第1節 総則

(参考)

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、応招簿に署名し、又は押印しなければならない。

(欠席の届出)

第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

(平14議会規則2・令3議会規則2・一部改正)

(宿所又は連絡所の届出)

第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。

(議席)

第4条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて議席を変更することができる。

4 議席に番号及び氏名標を付ける。

(平12議会規則1・一部改正)

(会期)

第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

## (議会の開閉)

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。

### (会議時間)

第9条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(平12議会規則1・一部改正)

### (休会)

第10条 市の休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができます。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(平3議会規則1・平12議会規則1・一部改正)

### (会議の開閉)

第11条 開議、散会、延会及び休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

### (定足数に関する措置)

第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(平12議会規則1・一部改正)

### (出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂内の議員又は議員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に、文書又は口頭をもって行う。

(平12議会規則1・一部改正)

## 第2節 議案及び動議

### (議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては提出者及び賛成者を合わせ議員定数の12分の1以上の者が連署し、その他のものについては提出者及び賛成者を合わせ5人以上の者が連署して議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(平12議会規則1・平20議会規則2・一部改正)

### (一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

### (動議成立に必要な賛成者の数)

第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に2人以上の賛成者がなければ議題とすることはできない。

### (修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては5人以上の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

(平24議会規則1・一部改正)

### (先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

(平12議会規則1・一部改正)

### (事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めるようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(平12議会規則1・平20議会規則2・一部改正)

### 第3節 議事日程

(日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(平12議会規則1・一部改正)

(日程のない会議の通知)

第22条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(平12議会規則1・一部改正)

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終ったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって延会することができる。

(平12議会規則1・一部改正)

### 第4節 選挙

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行う際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条(選挙の宣告)の規定による宣言の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、議員に所定の投票用紙を配布した後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、投票箱を改め、これを議員に示さなければならない。

(投票)

第29条 議員は、点呼に応じて順次投票する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終ったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣言があった後は、投票することができない。

2 議長は、前項の宣言をした後、議場の出入口の閉鎖を解く。

(平12議会規則1・一部改正)

(開票及び投票の効力)

第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第32条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第33条 議長は、投票の有効無効の区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

### 第5節 議事

(議題の宣告)

第34条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

(平12議会規則1・一部改正)

(議案等の朗読)

第36条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(平12議会規則1・一部改正)

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第131条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が提出する議案は、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で付託することができる。

3 前2項の場合における提出者の説明及び第1項の場合における委員会への付託は、討論を用いないで会議にはかって省略することができる。

(平3議会規則3・平12議会規則1・平20議会規則2・一部改正)

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまって議題とする。

(平12議会規則1・一部改正)

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議にはかって省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(平12議会規則1・一部改正)

(修正案の説明)

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終ったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(平12議会規則1・一部改正)

(委員長報告等に対する質疑)

第41条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑することができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

(討論及び表決)

第42条 議長は、前条の質疑が終ったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(平12議会規則1・一部改正)

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第43条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(平12議会規則1・一部改正)

(委員会の中間報告)

第45条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(再付託)

第46条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第47条 延会又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(平12議会規則1・一部改正)

## 第6節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第48条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(平12議会規則1・一部改正)

(秘密の保持)

第49条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

## 第7節 発言

(発言の許可等)

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(一般質問)

第51条 議員は、市の一般事務について質問することができる。

(発言の通告及び順序)

第52条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑及び質問についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が決める。

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場にいないときは、その通告は効力を失う。

(平12議会規則1・一部改正)

(緊急質問等)

第53条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはからなければならぬ。

3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならぬ。

(発言の通告を要しない発言)

第54条 第52条(発言の通告及び順序)第1項ただし書又は前条の規定により発言しようとするときは、起立して「議長」と呼び、自己の番号及び氏名を告げ、議長の許可を得なければならぬ。

2 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名する。

(討論の方法)

第55条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言)

第56条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終った後、議長席に復さなければならぬ。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復すことができない。

(平12議会規則1・一部改正)

(発言内容の制限)

第57条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

(平12議会規則1・平14議会規則2・一部改正)

(発言の回数)

第58条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。

2 質問は、同一議員につき3回を超えることができない。

3 前2項の規定にかかわらず、特に議長の許可を得たときは、同項に定める回数を超えて発言することができる。

(発言時間の制限)

第59条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

(平12議会規則1・一部改正)

(議事進行に関する発言)

第60条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならぬ。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるとときは、議長は、直ちに制止しなければならない。  
(発言の継続)

第61条 延会又は休憩のため発言が終わらなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(平12議会規則1・一部改正)

(質疑、質問又は討論の終結)

第62条 質疑、質問又は討論(以下「質疑等」という。)が終つたときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑等が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑等終結の動議を提出することができる。

3 質疑等終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

(平12議会規則1・一部改正)

(選挙及び表決時の発言制限)

第63条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消し又は訂正)

第64条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第65条 市長その他の関係機関において、質疑及び質問に対し直ちに答弁しがたいときは、議長は、期限を定めて答弁書の提出を求めることができる。

2 前項の答弁書を受理したときは、議長は、その写しを議員に配布しなければならない。

第8節 表決

(表決問題の宣告)

第66条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第67条 表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第68条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第69条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、所定の起立者の有無を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が所定の起立者の有無を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第70条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員5人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第71条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第72条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第73条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(訂正の禁止)

第74条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第75条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、起立の方で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第76条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(平12議会規則1・一部改正)

第9節 公聴会及び参考人

(平24議会規則1・追加)

(公聴会開催の手続)

第76条の2 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(平24議会規則1・追加)

(意見を述べようとする者の申出)

第76条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を議長に申し出なければならない。

(平24議会規則1・追加)

(公述人の決定)

第76条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者その他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(平24議会規則1・追加)

(公述人の発言)

第76条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言が前項の範囲を超える、又は公述人に不穏當な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(平24議会規則1・追加)

(議員及び公述人の質疑)

第76条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(平24議会規則1・追加)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第76条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りではない。

(平24議会規則1・追加)

(参考人)

第76条の8 会議において参考人の出頭を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、参考人については、第76条の5から第76条の7までの規定を準用する。

(平24議会規則1・追加)

第10節 会議録

(平24議会規則1・旧第9節繰下)

(会議録の記載事項)

第77条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過

(14) 記名投票における賛否の氏名

(15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

2 議事は、録音の方法によって記録する。

(平12議会規則1・平17議会規則1・一部改正)

(会議録署名議員)

第78条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第79条 会議録の保存年限は、永年とする。

(会議録の写しの配布)

第80条 会議録は、その写しを議員及び関係者に配布する。

(会議録の写しに掲載しない事項)

第81条 前条の会議録の写しには、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第64条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消した発言は、掲載しない。

第2章 委員会

第1節 総則

(議長への通知)

第82条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(欠席の届出)

第83条 委員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開会時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(平14議会規則2・令3議会規則2・一部改正)

(会議中の委員会の禁止)

第84条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(会議の開閉)

第85条 開会、閉会及び休憩は、委員長が宣告する。

2 委員長が開会を宣告する前又は閉会若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(出席委員に関する措置)

第85条の2 この章における出席委員には、北九州市議会委員会条例(昭和51年北九州市条例第47号)第14条の2第3項の規定により委員会に出席したものとみなされた委員を含む。

(令4議会規則1・追加)

第2節 審査

(議題の宣告)

第86条 会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第87条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

(平12議会規則1・一部改正)

(議案等の朗読)

第88条 委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(平12議会規則1・一部改正)

(審査順序)

第89条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うを例とする。

(平12議会規則1・一部改正)

(先決動議の表決順序)

第90条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

(平12議会規則1・一部改正)

(動議の撤回)

第91条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(平12議会規則1・一部改正)

(委員の議案修正)

第92条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第93条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

第94条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第95条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務の調査)

第96条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(平3議会規則3・平18議会規則1・平24議会規則1・一部改正)

(委員の派遣)

第97条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(議事の継続)

第98条 会議が休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(平12議会規則1・一部改正)

(少数意見の留保)

第99条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で、他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第100条 委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。

(委員会報告書)

第101条 委員会は、事件の審査又は調査を終ったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(平12議会規則1・一部改正)

(継続審査の申出)

第102条 委員会は、議会の閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

### 第3節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第103条 秘密会を開く議決があったときは、委員長は、委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

(平12議会規則1・一部改正)

(秘密の保持)

第104条 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

### 第4節 発言

(発言の許可)

第105条 発言は、すべて委員長の許可を得た後でなければすることができない。

(委員の発言)

第106条 委員は、議題について自由に質疑し、意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(発言内容の制限)

第107条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

第108条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から説明又は意見の申出があったときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、北九州市議会委員会条例第14条の2第1項に規定するオンラインによる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会が開かれているときは、委員でない議員は、あらかじめ、委員長の許可を得て、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

(平12議会規則1・令4議会規則1・一部改正)

(発言時間の制限)

第109条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

(平12議会規則1・一部改正)

(議事進行に関する発言)

第110条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならぬ。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるとときは、委員長は、直ちに制止しなければならない。  
(発言の継続)

第111条 会議が休憩のため発言が終わらなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(平12議会規則1・一部改正)

(質疑又は討論の終結)

第112条 質疑又は討論が終ったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

(平12議会規則1・一部改正)

(表決時の発言制限)

第113条 表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消し又は訂正)

第114条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

第5節 削除

(平27議会規則1)

第115条から第117条まで 削除

(平27議会規則1)

第6節 表決

(表決問題の宣告)

第118条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第119条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、オンラインによる方法で委員会に出席している委員は、この限りでない。

(令4議会規則1・一部改正)

(条件の禁止)

第120条 表決には、条件を付けることができない。

(挙手又は起立による表決)

第121条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を挙手又は起立させ、所定の挙手又は起立者の有無を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が所定の挙手又は起立者の有無を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。  
(投票による表決)

第122条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第123条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第124条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

- 2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。  
(投票の効力)

第124条の2 投票の効力は、委員の意見を聴いて委員長が決定する。

(平27議会規則1・追加)

(選挙規定の準用)

第125条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第30条(投票の終了)第1項及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。

(平27議会規則1・一部改正)

(表決の訂正)

第126条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第127条 委員長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、挙手又は起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第128条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

- 2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(平12議会規則1・一部改正)

### 第3章 請願

(請願書の記載事項等)

第129条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名(法人等の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載しなければならない。

- 2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。  
3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

(平3議会規則3・旧第133条繰上、令3議会規則1・一部改正)

(請願文書表の作成及び配布)

第130条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

- 2 請願文書表には、請願番号、請願者の住所及び氏名、請願件名、要旨、紹介議員の氏名並びに付託委員会を記載する。

3 請願者数人連署のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

(平3議会規則3・旧第134条繰上)

(請願の委員会付託)

第131条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。  
3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(平3議会規則3・旧第135条繰上・一部改正)

(請願の審査報告)

第132条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により、議長に報告しなければならない。

- (1) 採択すべきもの  
(2) 不採択とすべきもの

2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適當と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適當と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(平3議会規則3・旧第136条繰上)

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第133条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

(平3議会規則3・旧第137条繰上)

(陳情書の処理)

第134条 陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願と同様に取り扱うべきものは、請願書の例により処するものとする。

(平3議会規則3・旧第138条繰上、平14議会規則2・一部改正)

#### 第4章 辞職及び資格の決定

##### (議長及び副議長の辞職)

第135条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかつてその許否を決定する。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長はその旨を次の議会に報告しなければならない。

(平3議会規則3・旧第139条繰上、平12議会規則1・一部改正)

##### (議員の辞職)

第136条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

(平3議会規則3・旧第140条繰上)

##### (資格決定の要求)

第137条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(平3議会規則3・旧第141条繰上)

##### (資格決定の審査)

第138条 前条の要求については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(平3議会規則3・旧第142条繰上)

##### (一身上の弁明)

第139条 議員は、第108条(委員外議員の発言)の規定にかかわらず、委員会に出席して自己の資格に関し弁明することができる。

(平3議会規則3・旧第143条繰上)

##### (決定書の交付)

第140条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(平3議会規則3・旧第144条繰上)

#### 第5章 規律

##### (秩序及び品位の尊重)

第141条 議員は、議会の秩序及び品位を重んじなければならない。

(平3議会規則3・旧第145条繰上)

##### (携帯品)

第142条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(平3議会規則3・旧第146条繰上)

##### (議事妨害の禁止)

第143条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(平3議会規則3・旧第147条繰上)

##### (離席)

第144条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

(平3議会規則3・旧第148条繰上)

##### (禁煙)

第145条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(平3議会規則3・旧第149条繰上)

##### (新聞紙等の閲読禁止)

第146条 何人も、会議中は、参考のためにするものほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(平3議会規則3・旧第150条繰上)

##### (資料の持込み及び配布)

第147条 議場又は委員会の会議室への資料の持込み又は配布については、議長又は委員長の許可を得なければならぬ。ただし、資料のうち印刷物の持込みについては、この限りでない。

(平3議会規則3・旧第151条繰上)

##### (許可のない登壇の禁止)

第148条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(平3議会規則3・旧第152条繰上、平12議会規則1・一部改正)

## (議長の秩序保持権)

第149条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかって定める。

(平3議会規則3・旧第153条繰上、平12議会規則1・一部改正)

## 第6章 懲罰

### (懲罰動議の提出)

第150条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条(秘密の保持)第2項又は第104条(秘密の保持)の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(平3議会規則3・旧第154条繰上、平12議会規則1・一部改正)

### (懲罰動議の審査)

第151条 懲罰については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(平3議会規則3・旧第155条繰上)

### (一身上の弁明)

第152条 議員は、自己に関する懲罰事犯について、その委員会の同意があったときは、出席して自ら弁明することができる。

(平3議会規則3・旧第156条繰上、平12議会規則1・一部改正)

### (戒告又は陳謝の方法)

第153条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(平3議会規則3・旧第157条繰上、平12議会規則1・一部改正)

### (出席停止の期間)

第154条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(平3議会規則3・旧第158条繰上)

### (出席停止期間中出席したときの措置)

第155条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(平3議会規則3・旧第159条繰上)

### (懲罰の宣告)

第156条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

(平3議会規則3・旧第160条繰上)

## 第7章 議員の派遣

(平14議会規則1・追加)

### (議員の派遣)

第157条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

(平14議会規則1・追加、平20議会規則1・一部改正)

## 第8章 補則

(平14議会規則1・旧第7章繰下)

### (会議規則の疑義に対する措置)

第158条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議にはかって決定する。

(平3議会規則3・旧第161条繰上、平12議会規則1・一部改正、平14議会規則1・旧第157条繰下)

## 付 則

この規則は、昭和52年2月10日から施行する。

付 則(平成3年3月26日議会規則第1号)

この規則は、平成3年5月1日から施行する。

付 則(平成3年6月3日議会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年3月29日議会規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成14年3月31日議会規則第1号)

この規則は、地方自治法等の一部を改正する法律(平成14年法律第4号)第1条中地方自治法(昭和22年法律第67号)

第100条の改正規定の施行の日から施行する。

付 則(平成14年12月10日議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年4月1日議会規則第1号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成18年12月13日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年9月2日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年12月11日議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年12月19日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第96条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)中地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条の改正規定の施行の日から施行する。

付 則(平成27年6月12日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年3月31日議会規則第1号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則(令和3年10月6日議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和4年12月20日議会規則第1号)

この規則は、令和5年1月1日から施行する。